

法人正会員各位

一般社団法人繊維評価技術協議会  
製品認証部

### 認証基準の改訂について

平成25年4月1日付けで認証基準を改訂しましたので送付いたします。また、SEKマークの表示例をはさんでいますのでご活用ください。

認証基準の主な改訂内容は以下のとおりです。

なお、認証基準及び関連書類は当協議会のホームページに掲載していますので、随時ご参照ください。

#### 主な改訂のポイント（2013.4.1付け認証基準）

No.	認証基準条項No.	改訂のポイント
1	1.項 (適用範囲)	■海外販売できる SEK マーク繊維製品に抗かび加工を加えました。 (「ISO 13629-1 ; 抗かび性試験方法」が発行されたことによります。)
2	3.項 (定義)	■認証条件に制菌加工のオプション菌を加えました。 (モラクセラ菌を認証条件等変更申請にて追加することが可能になります。)
3	5.項 (SEK マーク 表示方法)	■消臭加工は臭気カテゴリーを、光触媒消臭加工は臭気成分をマークの付記用語の下に（部分使用の場合は加工部位の下に）記載することにしました。 従って、機能加工名の横には臭気カテゴリーを記載する必要はありません。
4		■消臭加工マーク及び光触媒消臭加工マークの中に「SEK」を入れました。 (図 5-1 参照)
5	11.項 (加工剤の安全性試験)	■表 11-1 において皮膚感作性試験の評価基準に「(陽性率=0)」を追記しました。これは評価基準の改正では無く、「陰性」を明確にしたものです。
6	12.項 (製品の安全性試験)	■皮膚貼付試験を実施する試験機関の例（付表 2）に「DRC 株式会社」を加えました。
7	14.項 (認証手続き)	■表 14-3 の変更内容に制菌菌のオプション菌追加を加えました。No.2 と同じ理由です。
8	15.項 (試験機関)	■指定検査機関に新たに海外の 2 試験所を加えました。(一財)ボーケン品質評価機構と(一財)ニッセンケン品質評価センターの上海の試験所です。
9	18.項 (抗菌性試験)	■試験対象菌種のオプション菌に「モラクセラ菌」を加えました。文献によれば、繊維上のモラクセラ菌の増殖を抑制すれば、主に生乾き臭の原因である雑巾臭を軽減できることが知られていますが、これを直接 SEK マークと関連付けて謳うことはできません。ただし、自社責任で文献等を引用する形で言及することは可能です。 具体的な表記方法等は事務局までお問合せ下さい。
10	21.項 (消臭性試験)	■綿（わた）の試料重量を官能試験と検知管法は 2.4 g に、ガスクロマトグラフ法は 1.2 g に変更しました（以前の規定に戻しました）。
11		■酢酸の検知管法の初発濃度を 50ppm から 30ppm に、また、機器単独の臭気成分減少率（評価基準）を 85%以上から 70%以上に変更し、尚且つ官能併用の基準を無くしました。試験方法の見直しの一環で、検知管を変更したことによります。
12	23.項 (防汚性試験)	■防汚加工は加工剤を使用しない加工方法でも良いことにし、この場合のマークへの剤名表示の方法を規定しました。

以上